

# UBC情報



発行： 2022年6月1日

No. 264

Selected Clients & Professionals Relationship

## ～河野会計事務所からのお知らせ～

源泉所得税の納期特例を受けている場合、1月～6月分の源泉税の納期限は7月11日(月)です。また社会保険関係では算定基礎届の提出、令和4年度労働保険料等の申告・納期限も同じく7月11日(月)となっています。

### トピックス

## 中小企業向け賃上げ促進税制の適用判定

令和4年度税制改正により拡充された「賃上げ促進税制」は、令和4年4月以後に開始する事業年度（個人は令和5年分）から適用されます。

### 雇用者給与等支給額は雇調金を含めて判定

賃上げ促進税制は、適用年度における国内雇用者の給与等支給額が前年度より一定以上増加した場合に、税額控除を受けられる制度です。

中小企業向けの制度については、全ての国内雇用者に対する給与等の支給額（雇用者給与等支給額）により適用判定を行い、雇用者給与等支給額が前年度における雇用者給与等支給額（比較雇用者給与等支給額）と比べて1.5%以上増加した場合に適用を受けることができます。

なお、雇用者給与等支給額に「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」がある場合は、その金額を控除しますが、雇用安定助成金額（雇用調整助成金等）については控除しないで算出します。

### 最大で給与等支給増加額の40%を税額控除

上記の要件（前年度比1.5%以上増加）を満たす場合は、控除対象雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額）の15%を税額控除できます。また、前年度比2.5%以上増加した場合は税額控除率が15%上乗せとなり、教育訓練費が前年度比10%以上増加した場合は10%上乗せとなります（税額控除額は法人税額又は所得税額の20%が上限）。

なお、雇用安定助成金額がある場合の控除対象雇用者給与等支給増加額は、調整雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から雇用安定助成金額を控除した場合の増加額）が上限となります。



## ◆ IT導入補助金のデジタル化基盤導入枠

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等がITツールを導入する経費の一部を補助するもので、令和3年度補正予算により「デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型・複数社連携IT導入類型）が新設されています。

デジタル化基盤導入類型は、令和5年10月から実施されるインボイス制度への対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進するため、会計・受発注・決済・ECソフトの導入費用を補助するもので、補助額は5万～350万円、補助率は3/4（補助額50万円超の部分は2/3）となります。

これに加えてPC・タブレット等やレジ・券売機等のハードウェアの導入費用も対象となります。

## ◆ 税込、過去最高ペース ～3月末、コロナ下でも法人・消費税堅調～

国の2021年度の税込が過去最高ペースで推移しています。3月末時点の一般会計税込は50兆3611億円となり、20年度の同時点を11.9%上回りました。新型コロナウイルス禍の打撃が大きかった20年度に比べて企業業績や所得環境が改善し、所得税、法人税、消費税がそろって増える傾向にあります。税込は2年連続の過去最高更新が視野に入ります。

## ◆ 事業復活支援金の申請期限が延長

新型コロナの影響により令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高が30%以上減少した中小法人・個人事業者等が給付対象となる「事業復活支援金」の申請期限は5月末までとされていましたが、6月17日（登録確認機関による事前確認は6月14日）まで延長となりました。

ただし、申請や事前確認に必要となる「申請IDの発行」は5月31日までとなります。

なお、本支援金を売上高減少率30%以上50%未満の区分で申請し給付を受けた方のうち、その対象月より後の月に50%以上減少した月があった場合は差額給付の申請が可能となっており、6月1日から差額給付の申請受付が始まります。

## ◆ 事業承継税制の特例承継計画の提出期限延長

令和4年度税制改正により、法人版事業承継税制（非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度）の特例措置の適用を受けるために必要となる「特例承継計画」の提出期限が令和6年（2024年）3月まで1年間延長となりました。また、本年4月からの成年年齢引下げに伴い、後継者である受贈者の年齢要件が18歳以上に改正されています。

### ◆ 法人版事業承継税制の特例は適用期限あり

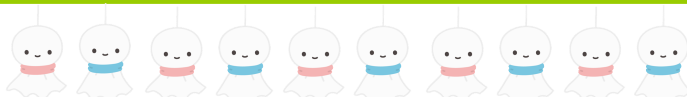
法人版事業承継税制は、後継者が経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与・相続等により取得した場合に、一定の要件のもと、贈与税・相続税の納税を猶予又は免除する制度で、「一般措置」と平成30年度税制改正で10年間の措置として設けられた「特例措置」があります。

特例措置は、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限を撤廃（全株式が対象）し、納税猶予割合を100%に上げるなど、一般措置を拡充した制度ですが適用期限があり、令和9年（2027年）12月末までの贈与・相続等について適用できます。

### ◆ 特例承継計画は令和6年3月末までに提出

また、一般措置も特例措置も円滑化法の認定を受けることが適用の前提となりますが、特例措置は会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けることが必要となります。この特例承継計画の提出期限が令和6年3月末までとなりました。

なお、特例措置は事業承継を集中的に進めるための時限措置であることから、適用期限（令和9年12月末）の延長は行わないとしており、適用を検討している場合は早期に取り組むことが必要です。



発行元 ㈱ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 264

発行：2022年6月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036  
宇部市北琴芝1-6-10  
TEL： 0836-33-6717  
FAX： 0836-33-6753  
Mail： info@ubc-net.com  
URL： http://ubc-net.com  
所属：（一財）総合福祉研究会

## 介護

### 介護職の平均給与は一転して減少 ～前号に続き、「賃金構造基本統計調査」から試算～

3月末に厚生労働省が「令和3年賃金構造基本統計調査」を公表しました。この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものです。医療・社会福祉・介護事業に従事する職種についてもそれぞれ集計されていますが、今回もその中から「介護職の年間給与」について分析しました。

「きまって支給する現金給与額」と「所定内給与額」の差額を超過勤務手当と考え、所定内給与額と超過勤務手当を12倍して「年間賞与その他特別給与額(以下「賞与等」と言います。)」を加えることにより年間給与額を試算します。

介護職員(男)の年間給与試算額の平均額は379万円で、前年よりも13万円、率にして3.2%減少しています。内訳を見ると、超過勤務手当は4万円増加したものの、所定内給与額が10万円、賞与等が7万円減少しています。所定内給与額と超過勤務手当は調査年の6月分ですが、賞与等は調査年の前年である令和2年の金額が計上されているので、新型コロナウイルスの感染拡大が影響しているかもしれません。

年齢階級別に見ると、20～24歳では308万円でしたが、年齢階級が上がるに従い増額し、45～49歳では427万円と最も高くなりました。ただし前年よりも増加しているのは、45～49歳と50～54歳のみです。

介護職員(女)の年間給与試算額の平均額は338万円で、男ほどではありませんが、前年よりも5万円、率にして1.3%減少しています。女も男と同様、超過勤務手当は増加しましたが、所定内給与額と賞与等が減少しています。

年齢階級別に見ると、20～24歳では302万円で、25～29歳は328万円、30～34歳では339万円へと上昇しますが、それ以降は年齢階級が上がっても350万円前後で推移します。かつ前年よりも増加しているのは55歳以上の各年齢階級のみとなっています。これらのことから、45～49歳での男女差は68万円となっています。

処遇改善加算等で介護職員の給与額を引き上げている中、年間給与試算額が男女ともに減少したことは意外です。賃金構造基本統計調査の調査事項や提出方法は令和2年に変更されましたが、令和2年と3年とでは変更はありません。気になり平均年齢と勤続年数も確認しましたが、双方とも男女ともに増加しており、減少の要因は見当たりませんでした。年齢や勤続年数以外にも、地域ごとの構成割合の変動などがあれば年間給与試算額に影響しますが、男女合計で100万人を超える客体数ではそれも考えにくいです。やはり何らかの形で支給額の減額があったものと思われます。

人件費は社会福祉事業にとって最大の費用項目ではありますが、投資でもあります。計画的な人材育成と業務に見合う適切な職員配置により、効率的な事業運営を目指したいものです。(総合福祉研究会)



## 子ども

### 原因不明の小児急性肝炎相次ぐ ～アデノウイルスとの関連は未だ不明～

海外で原因不明の子どもの急性肝炎の報告が相次いでいる問題で、厚生労働省は、5月5日までに累計7人の入院症例の報告があったと発表しました。急性肝炎は、肝臓が障害を受ける病気で、倦怠感、食欲不振や黄疸などの症状が出ます。

世界保健機関(WHO)の報告によれば、5月6日現在、12カ国で少なくとも169例(死亡1名)の小児における原因不明の急性肝炎が継続して報告されており、うち74例でアデノウイルスが検出されていますが、原因ウイルス等については不明であるとされています。

わが国の7症例でも、1症例でアデノウイルスの陽性が確認されていますが、英国等で報告されているアデノウイルス41型ではなく、アデノウイルス1型とのことでした。

アデノウイルスは昔からあるウイルスで、日本でもよくみられ、子どもの急性胃腸炎の原因としてロタウイルスやノロウイルスの次に多いのが40型、41型と言われています。

今回報告されている急性肝炎は、原因が判っていませんが、仮にアデノウイルス41型が関連しているとするならば、対策としてはノロウイルスと同様で、次亜塩素酸ナトリウムを含んだ漂白剤を希釈して机や調理器具を拭くこと、せっけんで手を洗い、よく流すことなどがあげられます。アルコールに抵抗性があるアデノウイルスですから、アルコール消毒だけでは不十分とのことでした。

原因が判っていないものだけに警戒を怠ることはできませんが、過度に恐れることなく、手洗いを徹底するなど基本的な対策をとることが大切です。

(厚生労働省の発表、朝日新聞等から総合福祉研究会編集)

## 社会福祉

### 「地域における公益的な取り組み」実施は 全社会福祉法人の64%にとどまる

厚生労働省は3月28日、社会福祉法人の2021年度社会福祉充実計画の状況を公表した。16年の制度改正で社会福祉法人の責務となった「地域における公益的な取り組み」を実施しているのは全社会福祉法人(2万1024)の64%(1万3416)にとどまった。

全国社会福祉法人経営者協議会は「社会福祉法人の非課税の根拠となる公益性、非営利性を社会に明示する重要な取り組みである。経営協会員法人の実施率は95%だが、非会員法人を含めて100%実施を達成しなければならない」とし、取り組みを促している。

結果では、社会福祉法人の社会福祉充実財産の総額は4126億円で前年度から6億円減った。社会福祉充実計画を策定しているのは85法人増えて1918法人。全社会福祉法人の9.1%だった。

充実計画の内容は「既存施設の改築・設備整備」が43%で最多。次いで「新規事業の実施」「職員給与、一時金の増額」「新たな人材の雇い入れ」だった。

一方、20年度決算で充実残額があった1833法人のうち、120法人は充実計画を策定中または未策定だった。また、コロナの影響で充実計画の事業の延期などにより計画上の事業費になっていない充実残額が増える傾向がみられるとし、厚生労働省は同日付で自治体に対し、指導を適切に行うよう事務連絡を出した。

なお、4月1日から充実財産の算定に用いる指標が見直された。1平方メートル当たり建設等単価は25万円から29万円▽一般的な自己資金比率は22%から24%▽大規模修繕費用割合は30%から23%——にそれぞれ変更された。

(福祉新聞)

